

1. 震災住家の内部調査についてお知らせします

【住家の被害認定調査】

問合せ：税務課内線127・126

税務課で行っている被害認定のための判定は、国による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて、震災の翌日(10月24日)午後から調査を開始し、11月1日には市内全域の外観目視による被害認定の調査を終了しています。

この調査結果が、今後の公的な支援の判定に生かされることとなりますが、今回実施した調査の手順と判定の基準をお知らせします。

●調査手順

第1次判定 (調査)	一見して住家全部が倒壊している場合、または一部の階全部が倒壊している場合は全壊としました。
第2次判定 (調査)	第1次判定で全壊とならなかった住家について、傾斜等外観により判定しました。
第3次判定 (調査)	第2次判定を実施した住家のうち、再調査の申請があった住家について、今後内部調査を実施します。

●判定基準

全壊とは？

住家が滅失(倒壊)したもの。(倒壊したと同等なほどに損壊が甚だしいもの)

半壊とは？

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもの。

一部損壊とは？

住家の損壊程度が半壊程度に達していないもの。

【調査結果のお知らせと追加調査】

本調査結果に基づいて、10月29日から被災証明書の交付を開始しました。その内容は、全壊(相当)、半壊(相当)、一部損壊の3種類です。

しかし、調査結果の再検討を行った結果、この度の震災では、外観目視調査だけでなく、住宅の内部調査の要望も多いことから、改めて内部調査を追加することになりました。外観目視調査で住家が半壊もしくは全壊とされた世帯には、11月10日までに通知します。そのうち、半壊とされた世帯には11月11日より順次に内部調査を実施していきます。お留守だった世帯には連絡票を置いてきますので、調査日時について調整をお願いします。

11月11日までに通知の無かった世帯は、外観目視調査では一部損壊として判定

されていますが、内部の損傷が甚大なため内部調査を希望される世帯は、11月16日までに税務課(市役所1階)にお出でいただくか、電話でご連絡ください。(13日(土)14(日)も受け付めます。)

【応急危険度調査(建築士組合実施)】

建築士組合が実施した応急危険度調査は、建築物の倒壊の危険性や建築物の部分落下の危険性等を判定し、当面の使用の可否について二次災害を防止することを目的に「危険(赤紙)」・「要注意(黄紙)」の紙を特定区域の建物に貼ってお知らせしたものです。

したがって、この調査は税務課で実施している「被害の程度」を判定する調査とは異なり、公的支援を行う上での判定を示すものではありません。

2. 被災住宅相談会開設期間の延長について

開設期間を15日(月)まで延長します。

●日時 11月2日(火)～15日(月) 午前9時30分～午後4時

●場所 ネーブルみつけ

●共催 新潟県建築士会長岡支部見附ブロック 見附市建築組合 見附市

3. 生活福祉資金特例貸付窓口開設期間の延長について

開設期間を15日(月)まで延長します。

【貸付額】 10万円以内(特に必要と認められる場合は20万円まで)

【貸付条件】 期間は3年として、うち1年間は据え置きもの。利率は据え置き期間は無利子、その後は年3%とします。

【申込方法】 見附市社会福祉協議会(ネーブルみつけに窓口を開設)に申し込んでください。申込みの際には、**実印(後日印鑑証明が必要です。実印がない場合はご相談ください。)**、**身分証明書(運転免許証、健康保険証など)**をご持参ください。

【窓口開設日時・場所】

11月3日(水・祝)～15日(月)午前9時30分～午後4時。ネーブルみつけにて

4. 医療相談活動のお知らせ 問合せ 61-1350 (健康福祉課)

新潟県中越地震を受け、佐賀県から医師2人、薬剤師、臨床心理士、看護師、保健師が被災者への医療相談活動のために見附市に派遣されています。

避難所の中央公民館を活動拠点として下記のとおり医療相談活動が行われていますので、健康に心配な方はお気軽に相談ください。

なお、そのほかの避難所にも巡回して健康相談を受けています。

開設時間	午前の部 10時～12時
	午後の部 3時～6時30分(予定)
会場	中央公民館(本町2-5-9)
電話	直通 090-4772-6599

5. 健康相談のお知らせ

災害で体や心が疲労し、健康状態に不安はありませんか。保健福祉センターでは健康相談をお受けしています。また、「こころのケアホットライン」が開設されています。臨床心理士や児童相談所のこころのケアの専門家が相談をお受けしています。

【健康相談】	【中越地震こころのケアホットライン】
見附市保健福祉センター	開設時間 8:30～22:00
開設時間 8:30～18:00	フリーダイヤル 0120-913-600
電 話 0258-61-1350	専用電話 025-281-5773

6. 新町子育て支援センター再開のお知らせ

新町子育て支援センター(中央公民館分館2階)のあそび広場を再開します。

- 期 日 11月10日(木)から
- 利用時間 午前9時から午後3時30分まで

7. 旅館 ホテルで休養を

新潟県では中越地震で被災した市町村にお住まいの高齢者や障害者を対象に越後長野温泉などの旅館やホテルを無料で宿泊できる制度があります。

期間は、仮設住宅の完成・自宅の修繕が完了するまでの期間や一泊二日の短期間でも利用できます。詳細の問い合わせ及び申し込みは健康福祉課総合相談係(電話 61-1350)にお願いします。

8. 災害ボランティア募集!!

一人暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯など住宅の片づけでお困りの方を対象にした、住宅の片づけボランティアを募集しています。市民の皆様でボランティアとして活動できる方がおられましたら、ぜひ、お手伝いください。事前申込みはいりません。直接、見附市災害ボランティアセンターにお越しください。

- 活動内容 被災家屋の片づけ、掃除などのお手伝い
- 受付期間 11月10日(水)の午後から11月21日(日)まで。活動時間は午前9時から午後4時の間です。
- 活動の流れ 受付(ボランティア登録) → 派遣先の調整 → 出発の確認(必要資材の準備など) → 依頼のあった被災世帯で活動 → 資材の返却と活動報告
- 条 件 報酬、食費、交通費などの支給はありません。被災世帯への交通手段は各自で手配してください。宿泊が必要な場合は各自でご用意ください。
- 必要な物 皮(ゴム)手袋、マスク、ヘルメット、雨具、うち履き、昼食、保険証など。その他、活動しやすい服装でお越しください。
- 問合せ 見附市災害ボランティアセンター
電話 0258-62-7817、0258-62-7818、0258-62-7819

家の片づけなど、私たち ボランティアがお手伝いします。

見附市災害ボランティアセンター

住所/学校町1-16-15(ネブルみつけ内)

電話/62-7817、62-7818、

62-7819



ボランティアの依頼方法

電話で見附市災害ボランティアセンターへお申込みください。11月10日(水)午後1時から受付を開始します(受付時間は午前9時から午後4時まで)。申し込みの際は連絡先・詳しい状況・希望日時などをお知らせください。

ボランティア活動期間

11月10日(水)の午後から11月21日(日)まで。
(活動時間は午前9時から午後4時までです。)

お願い(ご了承をお願いします)。

- 一人暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯からの依頼を優先して作業にあたります。
- 余震がおさまっていないことから、作業は1階と家の外回りに限らせていただきます。
- 全壊、半壊、その他、危険と判断される場所での活動はできません。
- 作業内容によっては、ご希望にお応えできない場合もあります。